

指定管理者評価制度の概要

1 目的

指定管理者制度を導入した施設について、サービスの履行、安全管理、法令遵守等の指定管理者が守るべき事項の確認を行うとともに、サービス実施状況や利用者満足度等をチェックし、その結果を管理運営業務に反映することで、サービスの一層の向上を図る。

2 評価方法等

(1) 一次評価：所管局による客観的評価

(括弧内は大規模改修による閉鎖期間がある駐車場の項目数・点数)

- ① 確認項目 40 項目 (32 項目)
- ② 標準点 50 点 (37 点)
- ③ 満点 100 点 (74 点)
- ④ 採点 ・各項目について 3 段階で評価

評価内容	得点
水準を上回る	2 点
水準どおり	1 点
水準を下回る	0 点

- ・確認項目中、「安全性の確保」、「利用の状況（収益性）」等を特に重視し、得点を 2 倍にする配点

⑤ 評価基準

評価※ (～H30)	確認項目評価の得点の合計点	閉鎖期間なし	閉鎖期間あり
S (S)	「標準点（全確認項目が「水準どおり」の評価を受けた場合の合計点）の 1.33 倍（小数点以下切上）」点以上	67 点以上	50 点以上
A (A+)	「標準点の 1.25 倍（小数点以下切上）」点以上かつ 「標準点の 1.33 倍（小数点以下切上）－1」点以下	63 点～66 点	47 点～49 点
B (A)	「標準点の 0.88 倍（小数点以下切捨）＋1」点以上かつ 「標準点の 1.25 倍（小数点以下切上）－1」点以下	45 点～62 点	33 点～46 点
C (B)	「標準点の 0.88 倍（小数点以下切捨）」点以下	44 点以下	32 点以下

※「東京都指定管理者管理運営状況評価に関する指針」の改正により、評語が変更された。
平成 30 年度評価まで「S・A+・A・B」→令和元年度評価から「S・A・B・C」

(2) 二次評価：評価委員会による専門的評価

① 評価基準

評価※(～H30)	内 容
S (S)	管理運営が優良であり、特筆すべき実績・成果が認められた施設
A (A+)	管理運営が良好であり、管理運営に係る様々な点で優れた取組が認められた施設
B (A)	管理運営が良好であった施設
C (B)	管理運営の一部において良好ではない点が認められた施設

- ② 評価委員会 審議等の原則公開、議事録の公開

(3) 総合評価：所管局による総合評価

一次評価結果及び二次評価結果に基づき、所管局が総合評価を決定し、評価結果を公表する。